

# ちば自民党政治学院学則

## 第1章 総則

- 第1条 自由民主党千葉県支部連合会及び一般財団法人千葉自由民主会館は、ちば自民党政治学院（以下「本学」という）を設置し、一般財団法人千葉自由民主会館が運営にあたる。
- 第2条 本学は、本部を千葉県千葉市中央区市場町2番13号に置く。
- 第3条 この学則は、受講生及び修了生並びに本学に在籍した経験を持つ者すべてに適用される。
- 第4条 本学は、1講座を置き、定員を30名以内とする。  
ただし、定員が20名に満たない場合は延期する。

## 第2章 組織及び運営

- 第5条 本学に、学院長及び事務総長並びに事務職員を置く。
- ①学院長は、本学の責任者として、自由民主党千葉県支部連合会会長が務める。
- ②事務総長は、自由民主党千葉県支部連合会幹事長が務める。
- ③事務職員は、自由民主党千葉県支部連合会及び一般財団法人千葉自由民主会館職員が担当する。
- 第6条 開学時期及び閉学時期については、学院長が決定する。

## 第3章 入学

- 第7条 入学の時期は、開学式とする。ただし、学院長の許可を得れば、途中入学することもできる。
- 第8条 本学に入学を希望する者は、所定の申込書に必要事項を記載のうえ申込み、学院長による書類審査を受けるものとする。
- 第9条 本学の入学資格は、次のとおりとする。
- ①自由民主党以外の政党の党籍を有しない満18歳以上の方。
- ②政治に興味・関心がある意欲的な方。
- 第10条 本学に提出された書類、それらに付随するものについては、如何なる理由があっても返還しないものとする。
- 第11条 学費には、既定の受講料の他、教材や資料費用などを含むものとする。
- ①納付された学費については、如何なる理由があっても返還しないものとする。
- ②その他、課外活動などの際には、諸経費を徴収する場合がある。
- 第12条 第9条の手続きを終え受講通知を受けた者は、学院長が入学を許可した者であることとする。

## 第4章 修了

- 第13条 全ての講座に出席し受講した者に対し、学院長が修了証書を授与する。
- 第14条 本学の修業年限は1期を原則とする。ただし、在学年数の上限は特に定めない。

第 15 条 やむを得ない理由により退学しようとする者は、その理由を記載した退学願を提出し、学院長の許可を得なければならない。

## 第 5 章 賞罰及び除籍

第 16 条 表彰に関しては、学院長が決定する。

第 17 条 学院長は、次の各号に該当する者を懲戒または除籍することができる。

- ①入学申込書の内容に虚偽があった者。
- ②本学の秩序・風紀を乱し、倫理や常識に反した者。
- ③自由民主党以外の政党の党籍を有した者。
- ④自由民主党以外の政党やそれに類する立場から、各級選挙に立候補した者。
- ⑤自由民主党の選挙区並びに地域・職域支部の支部情勢を無視した行動で、県連及び本学に不利益を与えた者。
- ⑥その他、学院長が、懲戒または除籍することが適切と認めた者。

## 第 6 章 その他

第 18 条 本学院生は、自由民主党、自由民主党千葉県支部連合会、一般財団法人千葉自由民主会館、ちば自民党政治学院、その他これらに類する名称を学院長の許可なく使用してはならない。

第 19 条 この学則に記載の無い事項は、学院長と事務総長が協議し決定する。

## 付 則

本学則は、平成 25 年 3 月 1 日より施行する。